



# 国税通則法 改定案

## 税務調査を強権化

強権的な徴税をめざす  
国税通則法(通則法)の  
改定案が、国会で強行さ  
れようとしています。  
通則法は、税務申告や

更正・決定、異議申し立  
てなど、国税に関する共  
通的な事項を定めた重要  
な基本法です。各税法に  
特則がないかぎり、この  
法律が各国税に適用され  
ます。

改定法案の趣旨は、現  
在、各個別の税法に定め  
られている税務職員の間  
に明記するだけだと説明  
されています。しかし、納  
税者の権利侵害となる重  
大な規定を、民主・自民

政府は、「現在、調査実  
務の中で慣行として行わ  
れている手続き」を法律  
に明記するだけだと説明  
しています。しかし、納  
税者の権利侵害となる重  
大な規定を、民主・自民

・公明3党の密室協議に  
よる潜り込ませようとし  
ているのです。

現状は、納税者に「質問  
し」帳簿書類などを「検  
査することができる」と  
されているだけです。し  
かし、今回の改定案では  
帳簿などの「提示、提出  
を求めることができる」  
(74条の2く6)ほか、  
提出された帳簿などを役  
所に「留め置くことがで  
きる」(74条の7)として  
います。返還の規定もあ  
りません。提出要求に応  
じないときは、1年以下  
の懲役または50万円以下  
の罰金が科せられます。  
この改定が成立した場  
合、税務職員は納税者の  
営業上必要不可欠の帳簿  
書類などを、有無をいわ  
さず、引き揚げようとす  
るでしょう。

事前通知についての規  
定も設けられませんが、「事  
前通知を要しない場合」  
(74条の10)が新たに設  
けられます。これを根拠  
に予告なしの調査が横行  
する危険も否定できませ  
ん。まさに人権無視です。  
しかし、改定されても  
調査は任意ですから、断  
っても責任は問われませ  
ん。改めて相談して日時  
を決めればよいことで  
す。

国税庁の側からみれ  
ば、これまでの規定で支  
障なく調査は進められて  
きたのです。いま権限強

化を図る狙いは、消費税  
10%などの大増税に反対  
する国民的な大運動、と  
くに消費税の直接の納税  
義務者である大多数の中  
小零細業者の反対運動を  
抑える企てとしか考えら  
れません。

さらに、税務調査の規  
定の通則法への一本化  
は、どの税目についても  
強力な調査権を適用する  
こととなります。これに  
より、民主商工会などの  
業者団体、民主団体、労  
働組合など、「人格のな  
い社団等」に対して税法  
を治安立法的に運用し、  
違法・不当な介入や書類  
の提出要求をしてくる危  
険が生まれます。

現行の通則法が制定さ  
れた1962年の国会で  
は、「人格のない社団等」  
をめぐって、通則法をす  
べての税法に適用しよう  
とした政府の原案に、強  
い反対論が出て国会審議  
が紛糾しました。結局、  
修正を余儀なくされ、年  
度を越して4月2日に成  
立、4月1日施行という  
異常事態を招きました。

今回の改定案は、半世  
紀前の大蔵(現・財務)  
官僚の「悲願」を大増税  
体制づくりの地ならしと  
して登場させてきたもの  
といえます。

通則法改定案は、他に  
も多くの問題点を含んだ  
悪法です。日本の民主主  
義を守り抜くためにも、  
何としても阻止しなけれ  
ばなりません。

関本秀治(せきもと・  
ひではる 税理士)



国税通則法改定法案の廃案を求める納税者  
権利憲章をつくる会の集会＝11日、国会内